

氷見市沿道林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市沿道林整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「沿道林」とは、風雪害等による倒木で配電線等に被害を与えることが想定され、道路際から20メートルまでの範囲に存する立木等をいう。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、沿道林の整備を行うことにより、風雪害等による倒木で配電線等に被害を与えること等の予防を図るため、市内において沿道林の整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助率等)

第4条 補助対象経費、補助金の上限額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下において「申請者」という。）は、沿道林の整備開始前に氷見市沿道林整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備予定箇所の計画図及び写真
- (2) 沿道林を含む森林整備に係る経費の内訳が明記されている契約書の写し又は見積書の写し
- (3) 土地所有者の権利関係を示す書類及び同意書

2 申請者は沿道林整備事業の実施区域において、事業の実施期間中に他の補助金の交付を受ける場合は、氷見市沿道林整備事業補助金の交付を受けられないものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、現地確認を行った上で補助金の交付を決定したときは、氷見市沿道林整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付する。

(事業実施状況の調査)

第7条 市長は、補助金の適正かつ円滑な実施を図るため、補助金の交付対象となった事業の実施状況等関係書類を調査することができる。

(実績報告)

第8条 決定通知書を受けた者は、沿道林の整備が完了した日から30日以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、氷見市沿道林整備事業補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備後の現地の状況を示す完了図及び写真
- (2) 沿道林を含む森林整備に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 沿道林を含む森林整備に要した経費の内訳が明記されている書類の写し

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、氷見市沿道林整備事業交付金額の確定通知書(様式第4号)により交付の額の確定を通知する。

(補助金の取消及び返還命令)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の沿道林整備事業の決定に係るものから適用する。

別表(第4条関係)

補助金の補助率	沿道林の整備に係る経費の1/2
補助金の上限額	50万円(1施業地ごととし、山林所有者が共同で事業を実施する場合は、各所有者の整備面積に応じて按分した額を交付する)
沿道林の整備に係る補助対象経費	次の各号に掲げる経費のいずれか低い額 (1)沿道林を含む森林整備に要した経費のうち、沿道林が占める面積に相当する経費 (2)沿道林を含む森林整備に要した経費のうち、沿道林が占める本数に相当する経費